

林秀光君の学識が、博士学位(法学、慶應義塾大学)を授与するに十分に値する内容であると信じるものである。

二〇二三年四月二一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	小嶋華津子
副査	慶應義塾大学名誉教授 博士(法学)	国分 良成

ペリチ・マルツェラ君学位請求論文 審査報告

一 論文の構成

ペリチ・マルツェラ君の博士論文「Japanese Foreign Policy in the Western Balkans: Three Developments of Nonmilitary Involvement for Stabilisation (1989-2004)」〔西バルカンにおける日本の対外政策 ―安定化へ向けた非軍事的関与の三つの段階、一九八九―二〇〇四年〕は、冷戦が終結し、ユーゴスラビア連邦が解体する中で、西バルカン地域で日本外交がその安定化のために、日欧関係の枠組みなどを通じて積極的な関与を行ったことを明らかにする研究である。

日欧関係史として、西バルカン地域の安定化のための日本の積極的な安全保障上の貢献については、従来の日本外交研究の中で必ずしも十分に検討されてこなかった、いわば研究上の空白となっていた。ペリチ論文では、日本語および英語、さらにはクロアチア語資料などを用いて、この研究の空白において新しい視座を提供する。英文にて作成

された本論文は、本文と註・参考文献をあわせて、二二〇頁からなっている。

論文の構成は以下の通りである。

序章

第一章 日本の対クロアチア政策 — 冷戦後の三極主義

および多国間主義の非軍事的実践（一九八九年

— 一九九三年）

一 序論

二 日本の対欧州政策の基盤

二・一 非軍事的な国際貢献

二・二 三極主義

二・三 多国間主義

三 日・ECハーク宣言と連合協定

四 日本のユーゴスラビア社会主義連邦共和国およびクロアチアとの関係

四・一 日本とユーゴスラビア社会主義連邦共和国

四・二 日本とクロアチアとの新しい関係の樹立

四・二・一 承認のジレンマ

四・二・二 セパロヴィッチ外相とグラニッチ外

相の日本訪問

四・二・三 日本の多国間外交の努力

五 小括

第二章 日本の対クロアチア政策 — 予防外交と紛争後

の復興（一九九四年—一九九七年）

一 序論

二 冷戦後の日本の対外政策

二・一 日米欧三極主義の継続性

二・二 多国間主義的な関与

三 日本の国連における間接的アプローチ

四 平和履行と復興への日本の役割

四・一 多国間的な平和履行

四・二 河野洋平外相のクロアチア及びハンガリー

訪問

四・二・一 クロアチアでの会談

四・二・二 ハンガリーでの会談

四・三 ロンドン会議

四・四 池田行彦外相のボスニア訪問

四・五 関係の安定化

五 小括

第三章 日本の対コソボ政策および対マケドニア政策

—人間の安全保障・不安定性・欧州統合（一九八八年—二〇〇四年）

一 序論

二 西バルカンにおける日・EU政治協力

二・一 日本外交における「人間の安全保障」概念

二・二 日本と西バルカンにおけるEU拡大

三 コソボ危機

三・一 多国間的な外交努力

三・二 二国間的な外交努力

三・三 クロアチアへの影響

四 マケドニアの不安定化

四・一 一九九〇年代の紛争予防の国内政治

四・二 日本の関与

五 小括

終章

参考文献一覧

二 論文の概要

本論文は、一九八九年から二〇〇四年までの西バルカン安定化のための日本外交を、三つの時期に区分してそれぞれの時期の日本の関与を、主に日欧関係の枠組みを通じて検討している。以下、本論文の概要を述べる。

序章では、冷戦後の日本外交について「多国間主義 (Multilateralism)」「三極主義 (Triateralism)」「二国間主義 (Bilateralism)」という三つの枠組みを通じた「間接的アプローチ」という視座が用いられている。そして、これらが組み合わさる中で、西バルカン安定化へ向けた日本外交が展開していったその過程が論じられる。さらには、北大西洋条約機構 (NATO) の関与に見られるような「軍事的領域」における西バルカン安定化への政策と対比して、日本のアプローチが「非軍事的あるいは民生的領域」を中心としたものであるという特徴を指摘する。その上でペリチ君は、「日本の非軍事的アプローチ、また日本の民生的および外交的役割というその重要性にも拘わらず、平和履行評議会 (Peace Implementation Council) およびその西バルカン運営委員会における唯一のアジアの参加国について、これまで十分に検討がされてこなかった」と指摘する (四―五頁)。また、従来の先行研究では軍事大国

や軍事機構の関与のみが注目され、日本の「非軍事的アプローチ」の重要性が、これまで十分に考慮されてこなかったと指摘する。その上で、本論文では、日本外交史と対外政策分析の研究手法を融合させて、公開資料や関係者へのインタビュー、情報公開請求に基づいた外交文書などを組み合わせ、西バルカン安定化のための日本外交の軌跡が論じられている。

第一章では、一九八九年から一九九三年までの、冷戦終結期およびユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下、旧ユーゴスラビアと称する）解体期における日本の欧州政策の展開が論じられている。その上で、「非軍事的な国際貢献」、「三極主義」、「多国間主義」という三つの概念を組み合わせて、この時代の欧州政策の特質を説明する。さらには、この時期に、日欧関係史を概観する際の一つの画期である一九九一年の日EC政治協力に焦点をあてて、それ以後に旧ユーゴスラビア解体による不安定化し、紛争が勃発する西バルカン地域に対して、日本外交が積極的に関与を行っていく過程を論じている。

第二章では、一九九四年から一九九七年までの、ユーゴスラビア紛争が拡大していくとき、国際社会が紛争解決のために関与を深めていく時期における日本の対クロアチア政策

を、予防外交と紛争後の復興への関与に焦点をあてて説明している。この時期に日本の河野洋平外相や池田行彦外相がこの地域に訪問をして、紛争解決と地域の安定化のための積極的な外交関与の姿勢を示していた。さらには、安全保障上の関与に一定の制約があった日本にとって、国連を通じての間接的アプローチでこの地域の安定化のための貢献を行っていたという重要な指摘を行っている。ここで、日本のこの地域への関与が、アメリカやNATOの主要な欧州加盟国のような軍事中心的な直接的アプローチとは異なる、非軍事的関与が中心であったことが指摘されている。

第三章では、一九九八年から二〇〇四年の時期を対象として、ボスニア紛争が徐々に安定化する一方で、 Kosovo やマケドニアで危機や不安定化が発生する中で、日本外交の関与について論じている。この時期には日本政府は「人間の安全保障」概念を用いて、西バルカン地域の安定化へ向けた経済協力を中心とした関与を行っていた。他方で、EUはこの時期に拡大を通じてこの地域への関与を拡げている。それぞれ、日本とEUとが非軍事的なアプローチでこの地域の安定化のために関与を行い、また両者の間での協力も広がっていく様子が分かる。

終章においては、本論文の議論を総括し、結論の要点を

七つの項目として提示する。そして、一九八九年から二〇〇四年までの期間の紛争や危機が続いた西バルカン地域において、従来の一般的な日本外交研究の理解とは異なり、日本が非軍事的手段を用いて積極的に安定化のための関与と貢献を行っていた様子を説明する。そのような日本の関与は、日米欧協力という三極主義や、国連への関与を通じて貢献など、いわば可視化されにくく、軍事力行使を伴わないものであるゆえに、一般的な報道の対象とはなりにくい性質のものであった。それゆえ、日本外交のこの地域の安定化と復興のための関与はこれまで看過されるか、過小評価されることが多かった。本論文では、「非軍事的な国際貢献」や「間接的アプローチ」という概念を通じて、そのような従来の一般的な理解に対して重要な修正を行っていることを、この終章では明らかにしている。

三 論文の評価

これまでの戦後日本外交史研究は、日米関係史、さらには日本のアジア外交などの視座を通じて論じられることが一般的であり、日欧関係史研究はこれまで必ずしもそれらと対比して重要な位置を占めてこなかった。冷戦後の日欧関係史に関する先行研究は、ジュリー・ギルソン・バーミ

ンガム大学上級講師の先駆的な通史的研究 (Julie Gilson, *Japan and the European Union: A Partnership for the Twenty First Century?*; Palgrave, 2000) や、田中俊郎慶應義塾大学名誉教授による EU 研究を基礎とした論文 (田中俊郎「一九九〇年代における日本・EU 関係の発展——期待と懸念」『法学研究』第七三巻、第一号、二〇〇〇年、及び、同「EU と日本の戦略的パートナーシップ」『法学研究』第七九巻、第五号、二〇〇六年)、そして鶴岡路人慶應義塾大学総合政策学部准教授の政治関係や安全保障関係を視野に入れた研究 (鶴岡路人「EU と日本——パートナーシップの構図」田中俊郎・庄司克宏編『EU 統合の軌跡とベクトル——トランスナショナルな政治社会秩序形成への摸索』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年) などが主要な成果であった。ペリチ君は、ギルソン講師、田中名誉教授、鶴岡准教授からも直接指導を受ける機会を得て、それらの優れた先行研究を基礎としながらも、それらとは異なる独自の視座からの新しい貢献を行うことに成功している。ペリチ・マルツェラ君による本論文は、戦後日本外交史研究における、いわば「失われた側面」であった日欧関係に関して、次に述べるような重要な新しい貢献を行っている。従来の日本外交研究においては、憲法上の制約などか

らも「吉田路線」として経済外交中心のアプローチが重要視される一方で、紛争や不安定化が見られる地域におけるその安定化や復興のための日本の関与については体系的に論じられる機会は少なかった。ところがベリチ君は、広範な公開資料や政府関係者へのインタビュー調査、さらにはクロアチア語資料などを多く用いることで、これまでの一般的な理解とは異なり、日本外交は「非軍事的関与」と「間接的アプローチ」を融合させる独自の対外政策を通じて、西バルカン地域の安定化のために重要な貢献を行ってきたことを明らかにした。これは、前述のギルソンによる通史的研究の中で部分的に言及されている以外、従来の日本外交史研究ではほとんど論じられることがなかった。本論文を通じて、「非軍事的関与」や「間接的アプローチ」という概念を用いながら、一九九〇年代の冷戦後の西バルカン地域において、日本が平和履行や安定化、戦後復興のための重要な貢献を行っていたことが明らかになった。これは、冷戦後のヨーロッパの安全保障問題において日本は積極的な役割を担うことがなかったという従来の一般的な理解を修正する、重要な学問的な貢献といえることができる。

同時に、本論文にはいくつかの課題も見られることも指

摘せねばならない。第一に、歴史的な方法論を基礎としながらも、日本政府やクロアチア政府、さらにはEUのアーカイブ史料の利用は限定的にとどまっている。今後は、それらの史料を用いた本格的な歴史研究の発展が求められている。他方でベリチ君は、日本外務省やブリュッセルのEUの欧州委員会に、情報公開法に基づく資料請求を行っているが、安全保障問題や現在の政治情勢とも結びついていくる敏感な外交案件であることもあり、その資料の多くが依然として未公開であり、核心的な多くの資料が情報公開請求で開示することができなかった。今後、これらの史料が公開された後に、より本格的な歴史研究が行われることが期待される。

他方で、一九九四年以後に旧ユーゴ問題担当事務総長特別代表であった明石康とのインタビュー調査を行い、また日本外務省、クロアチア外務省、セルビア外務省などの政府関係者との聞き取り調査を行うことで、一般的な公開資料を補完することにより新しい知見をいくつも示しており、一定程度重要な知見を得ることが可能となった。さらに、日本外交史研究者で、クロアチア政府資料やセルビア政府資料を利用可能な研究者は、これまでは管見の限りほとんど見当たらず、その意味でもベリチ君の学術的な貢献は大

きい。ただし、そのようなインタビュー調査の結果をやや無批判に採り入れている箇所も散見され、より多角的な資料批判が可能となれば信頼性が増すであろう。

第二に、「多国間主義」に基づいた「間接的アプローチ」としての日本の国連を通じたこの地域への関与、さらには「三極主義」としての日米欧協力など、本論文の中核的な分析枠組みをより説得的に論述するためには、国際政治学者のジョン・ラギーの「多国間主義」の定義を参照することなどを通じて、その概念をより明確に規定する必要があるのではないか。また、その事例の説明や、それを説明するためのより広範な国連やEUの資料の利用など、その資料的根拠をさらに充実させることも可能だったのでないか。「二国間主義」としての日本の対クロアチア外交などと比べて、それらを実証的に、歴史的資料を用いて描写することは容易ではない。とはいえ、本論文の分析枠組みをより説得的なものとするためには、各用語の定義や特徴付け、関連付けをより丁寧に行って、さらにそれを裏付ける資料を充実させることで、さらに高い水準の論文へと到達することもできたともいえる。

第三に、終章で論じられる結論の要点の七つについて、従来の日本外交史研究や対外政策分析研究に対して、どの

ような含意が引き出せるか、またどのように新たな知見が提供できるか、より具体的な記述が含まれていれば説得力が増したであろう。あわせて、論文中に英文の誤記、さらにやや不明瞭な記述も見られ、加えてデータや資料をより正確に参照すべき箇所もあった。とはいえ、これらの課題が、本論文の価値を著しく損なうものとはいえず、より高い水準の研究となる上での今後の課題と位置づけたい。

なお、本論文の第一章は、日本研究の分野でもっとも世界で高い評価を受けるイギリスのジャーナル、『ジャパン・フォーラム (Japan Forum)』誌³、そして第二章と第三章は、アジア太平洋E.U.学会が刊行するジャーナル、『オーストラリア・ニュージーランドE.U.研究 (Austalian and New Zealand Journal of European Studies)』誌⁴と、国際的に信頼されている査読誌にいずれも掲載されている。高い水準の査読を経て国際ジャーナルに掲載され、日本研究およびE.U.研究の領域で、国際水準で通用する学術的成果であるとの評価を得たものであることを付言したい。

以上のような理由から、審査委員一同、本論文が博士學位(法学、慶應義塾大学)を授与するに値する十分な水準であると判断する。

二〇二三年六月一六日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 D.Phil.	宮岡 勲
副査	慶應義塾大学総合政策学部准教授 Ph.D.	鶴岡 路人

大野悠介君学位請求論文審査報告

一 本論文の構成

大野悠介君が学位請求論文として提出した「流通秩序の憲法理論―流動と秩序の憲法理論に向けて―」は、フランス第三共和制期を代表する法学者の一人であるモーリス・オーリウ (Maurice Hauriou) の制度論および現代の法哲学者であるハンス・リンドール (Hans Lindahl) の秩序論を発展的に統合した「多元的かつ多層的秩序構想」を提示し、国家論および憲法総論について新たな視座を提供するとともに、かかる視座から、特に規制目的二分論の再構成も含めた職業の自由および「ビジネスと人権」といったグローバルな視野も含めた流通秩序の憲法理論について新たな理解を提供しようとするものである。

本論文は、A四判一五〇頁、文字数は約二二万字である。本論文は、その第一部を、既発表論文(「ルフューブルにおける〈創造的な法イメージ〉と特異性―ドゥルーズ人権論の足掛かりとして」憲法研究一〇号(二〇二二年)二八